

G7 広島サミットと核軍縮の今後の課題

黒 澤 満

G7 Hiroshima Summit and the Challenges to Nuclear Disarmament

Mitsuru Kurosawa

抄 録

2023年のG7サミット（主要国首脳会議）は5月19-21日に日本の広島で開催され、核軍縮に関連する諸問題が広く議論された。G7サミットにはフランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア、カナダの7カ国と欧州連合（EU）の首脳が参加している。本稿では、まずG7広島サミットの内容および成果を紹介し、それらを核軍縮の進展の側面から評価する。次に、これらの分析に基づく核軍縮に向けての今後の課題の分析として、(1) 新START条約以降の核軍縮交渉、(2) 核兵器不使用の確保、(3) 核リスクの低減、(4) 核兵器禁止条約の検討を行う。現在の核兵器を巡る安全保障環境は極めて厳しい状況にあり、核軍縮の進展は困難であると考えられる。

キーワード：G7 広島サミット、新START条約、核兵器不使用、核リスク低減、核兵器禁止条約

(2023年10月3日受理)

Abstract

The G7 Summit in 2023 was held in Hiroshima, Japan on May 19-21, and many issues connecting with nuclear disarmament were widely discussed. In this Summit the leaders from France, the United States, the United Kingdom, Germany, Japan, Italy and Canada as well as the representative from the EU have participated. First, this paper introduces the contents and results of the Summit, and then it evaluates its outcomes from the viewpoint of the progress toward nuclear disarmament. Second, as the challenges to nuclear disarmament in the future, it examines (i) the negotiations on nuclear disarmament after the New START Treaty, (ii) ensuring the non-use of nuclear weapons, (iii) nuclear risk reduction, and (iv) the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons. As the current international security environment is very tough, the progress in nuclear disarmament seems to be very difficult.

Keywords: G7 Hiroshima Summit, New START Treaty, non-use of nuclear weapons,

nuclear risk reduction, Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons

(Received on October 3, 2023)

はじめに

核兵器を巡る現在の国際安全保障環境は2022年2月24日にロシアがウクライナに軍事侵攻を開始し、核兵器使用の威嚇を行うという極めて厳しい状況となっており、これまでの核軍縮に関する成果が大きく棄損され、逆に核軍備競争の方向に向かっている。

このような情勢の中で開催されたG7広島サミットは、岸田首相の強力なイニシアティブもあり、G7の首脳が広島に集まって被爆の実相に触れ、核軍縮に特化した文書を採択し、これまでのサミットでは見られない形で核軍縮を大きく取り上げ議論した。これらの形式的な側面では大きな成功であると考えられるとしても、核軍縮の実質的な進展に向けてのサミットの結論は、メンバーのうち3カ国は核兵器国であり、他の4カ国が核の傘の下にある国家であることから、核抑止に基づく政策を強く打ち出したため、核軍縮に向けての行動計画は極めて不十分なものとなっている。

このような現状を背景に、今後の核軍縮の進展を展望すると、核兵器の質的および量的拡大を停止し、さらに低減させるという伝統的な方向での進展は当分は困難であると認識され、核兵器が使用される可能性を低減するための方策の検討に重点が移行している。新START条約の後継条約の合意はほぼ不可能になっており、核兵器の使用のリスクを低減する方向に向けてどこまで合意が成立するかも不透明の状況である。他方、核軍縮推進の人道的なアプローチを採用する核兵器禁止条約が成立しており、核兵器を全面的に否定するアプローチの意義をも検討する。

1 G7 広島サミットの成果とその評価

1.1 G7 サミットまでの動き

日本政府および岸田文雄首相は今回のサミットを広島で開催することを早期に決定し、核軍縮の議題を積極的に議論することを期待しつつ準備を進めていた。7年前の伊勢志摩サミットでは、当時の岸田外相が主導して広島でG7外相会議を開催し、「核軍縮および不拡散に関するG7外相広島宣言」を採択し、「G7伊勢志摩首脳宣言」は、「我々は、不拡散および軍縮に関する課題が、我々の最優先事項の1つであることを再確認する。我々は、国際社会の安定を促進する形で、すべての国にとってより安全な世界を追求し、核兵器のない世界に向けた環境を醸成するとのコミットメントを再確認する」と述べている。また会議終了直後に米国のオバマ首相が広島を訪問し、平和記念資料館を訪れ、原爆死没者慰霊碑への献花の後に核兵器のない世界に向けての格調高い演説を行い、被爆者とも非公式な接触を持った¹。

岸田首相は2022年8月1日、NPT再検討会議の初日に演説を行い「ヒロシマ・アクション・プラン」を提唱した²。それは核兵器のない世界という理想と厳しい安全保障環境とい

う現実を結びつける現実的なロードマップの第一歩として示されたもので、(1) 核兵器不使用の継続の重要性の共有、(2) 透明性の向上、(3) 核兵器数の減少傾向の維持、(4) 核兵器の不拡散および原子力の平和利用、(5) 各国首脳などによる被爆地訪問の促進の5つの行動計画が含まれている。これらの行動計画はG7広島サミットの合意文書に広く取り入れられることとなった。

1. 2 G7外相コミュニケ³

2023年4月16-18日には外相が長野県軽井沢町で会合を開催し、核軍縮について以下の内容を含むG7外相コミュニケを発表した。

- ① 我々は、より安全でより安定し、より安心できる世界のために、軍縮・不拡散の取組みを維持し強化することにコミットする。
- ② 我々は、現実的で、実践的で、責任あるアプローチによって達成される、すべての国にとって安全保障が損なわれない形での核兵器のない世界という究極の目標に向けた我々のコミットメントを再確認する。
- ③ 世界の核兵器数の全体的な減少は継続すべきであり、逆行させてはならない。我々は、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉の即時開始を求め、包括的核実験禁止条約（CTBT）を発効させる緊急の必要性を強調する。
- ④ 核兵器使用のリスクを最小化し、軍備管理を強化する措置をさらに識別し、実施するためすべての国と共に取り組むことにコミットしている。ロシアによる新START条約の履行停止の決定を深く懸念し、同条約の完全な履行と核リスク低減に関する米口間対話に戻るよう求める。我々はまた、透明性、誠実な軍備管理やリスク低減措置のない中国の核兵器の拡大の現状とその加速を懸念している。

1. 3 核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン⁴

G7サミットにおいて、核軍縮に特化した特別の合意文書が発出されるのは初めてのことであり、以下のような核軍縮に関する詳細な内容に合意が得られたことは、今回の広島での会合がいかに核軍縮を重視しているかを示すものである。

- ① 我々は、この文書において、すべての国にとって安全保障が損なわれない形での核兵器のない世界の実現に向けた我々のコミットメントを再確認する。
- ② 我々は、77年間に及ぶ核兵器の不使用の記録の重要性を強調する。ロシアによる核兵器の使用の威嚇は許されない。P5共同声明を想起し、核戦争に勝者はありえず、核戦争は決して戦われてはならないことを確認する。我々の安全保障政策は、核兵器はそれが存在する限り、防衛目的に役立ち、侵略を抑止し、戦争と威圧を防止すべきとの理解に基づいている。
- ③ 冷戦終結以降に達成された世界の核兵器の全体的な減少は継続されるべきであり、逆行されるべきではない。NPTは国際的な不拡散体制の礎石であり、核軍縮と原子力平和利用を追求する基礎として堅持されなければならない。

- ④ 我々は、核兵器に関する透明性の重要性を強調する。
- ⑤ 我々は、核兵器または他の核爆発装置に用いるための核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の即時交渉開始を求める。
- ⑥ 我々はいかなる国もあらゆる核兵器の実験的爆発を行うべきでないとの見解であり、核実験を行うといういかなる威嚇をも非難し、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効が喫緊の事項であることを強調する。
- ⑦ 核兵器のない世界は核不拡散なしには達成できない。北朝鮮による核兵器とミサイル計画の完全で検証可能な不可逆的放棄という目標を表明する。イランの核計画の継続したエスカレーションを深く懸念している。
- ⑧ 我々は、軍縮・不拡散教育やアウトリーチ活動の重要性を強調する。我々は、世界中の他の首脳、若者および人々が広島および長崎を訪問することを促す。

1.4 G7 広島首脳コミュニケ⁵

広島首脳コミュニケはG7 広島サミットの全体をカバーする中心的文書であり、それは全体で39頁あり、66項目にわたって記述されている。核軍縮が言及されているのは以下の2カ所であり、1つは、1頁少しにわたる第1項目「前文」の中で3行にわたり記述されている。もう1つは、「軍縮・不拡散」と題する第5項目の13行であるが、ここでは核軍縮に直接関わる最初の7行を引用する。

- ① 〈前文〉 我々は以下に掲げる具体的措置を講じている。
すべての国にとって安全保障が損なわれない形での核兵器のない世界の実現に向けて、軍縮・不拡散の取組みを強化する。
- ② 〈軍縮・不拡散〉 我々は、核軍縮に関するG7 首脳広島ビジョンとともに、すべての国にとって安全保障が損なわれない形での現実的で、実践的で、責任あるアプローチを採ることによる核兵器のない世界の実現に向けた我々のコミットメントを表明する。我々は、より安定し、より安全な世界を創るため軍縮・不拡散の取組みの重要性を再確認する。核兵器不拡散条約（NPT）は、国際的な核不拡散体制の礎石であり、核軍縮および原子力平和利用を追求するための基礎である。

1.5 G7 広島サミットの評価：形式的側面

第1の側面は核軍縮の進展のための教育の一環として、多くの人々が被爆の実相に触れる機会を設けることであり、NPT再検討会議などでも各国の首脳および若者の被爆地への訪問が奨励されている。ロレンチーニ（M. Lorenzini）は、「岸田首相が、日本の経済都市である東京や大阪ではなく広島でサミットを開催すると決定したことは、核兵器のない世界への日本のコミットメントは岸田政権の優先課題であることを国内および国外の人々に示す明確なシグナルであった」と述べている⁶。

まずG7 首脳たちが広島を訪問し、平和記念公園で献花し、平和記念資料館を訪問し、また被爆者の話を聞いたことは、その効果がすぐに現れるものではないとしても、被爆の実

相に触れる機会が提供されたことは評価されるべきである。さらに G7 諸国の首脳のみならず、招待国として韓国、オーストラリア、ブラジル、インドネシア、コモロ、インド、ベトナム、クック諸島、さらにウクライナの首脳が広島を訪問し被爆の実相に触れたことは、今回の会合の大きな成果と考えられる。

第2の側面は、今回のサミットでは、これまでと大きく異なり、広島で開催されたことによる核軍縮の優先的な取り扱い、および「核軍縮に関する G7 首脳広島ビジョン」という個別の文書の初めての採択など、核軍縮の側面が大きく取り扱われたことであり、これは議長国である日本および議長の岸田首相の努力の成果の表れであり、これも高く評価されるべきである。

G7 サミットはもともと経済問題の討議を中心としており、政治的問題も加わり徐々に議題が拡大してきている。今回のサミットでは議題として、ウクライナ、軍縮・不拡散、インド太平洋、世界経済・金融・持続可能な開発、環境、エネルギー、食糧安全保障、地域情勢など多方面の議論が行われた。「G7 広島首脳コミュニケ」においては、核軍縮に関する内容が文書の1頁目および2-3頁目に記載されており、ウクライナ問題の次に重要な課題として記述されている。「核軍縮に関する G7 首脳広島ビジョン」も核軍縮に特化した内容を含むもので、このように特別の合意文書として作成されたのは初めてのことであり、その内容も極めて詳細なものである。

1. 6 G7 広島サミットの評価：実質的側面

第1に、「すべての国にとって安全保障が損なわれない形での、現実的で実践的で責任あるアプローチを採ることによる、核兵器のない世界の実現に向けた我々のコミットメントを表明する」と述べられており、「核兵器のない世界という究極の目標」の追求が強調され、「軍縮・不拡散の取組みへの強化」が重要であるとしている。

この部分は一般的な意見の表明として述べられているが、核兵器のない世界は「究極の目標」であって、それは「現実的で実践的で責任あるアプローチによる」と規定されているが、具体的な記述はなく極めて抽象的な規定しか存在しない。また「すべての国にとって安全保障が損なわれない形での (with undiminished security for all)」という留保が含まれており、これは伝統的に核軍縮を進めたくない国家の拒否権を意味しており、積極的に核軍縮を進めるという方針は必ずしも示されていない。

スワンセン (K. Swanson) は、「G7 を構成するすべての国はその安全保障政策の中心に核兵器を置いている。G7 首脳は世界的な核軍縮という被爆者のビジョンを促進しているが、この目的がビジョンに留まることを認めている。このサミットが発出した最終コミュニケでは、このグループは、軍縮および不拡散努力を強化する具体的措置をとったと宣言しているが、その措置が何であったかを特定していない。彼らはロシアの核の威嚇を非難することを進めているが、彼ら自身も以前から核兵器を持つ国であることに触れていない。そのような異常な状況に対して極端な変化を喚起する唯一の方法は、G7 諸国が自ら NPT を再確認するために何を要請すべきかの具体例を示すことが必要である」と鋭く批判して

いる⁷。

G7 サミットの文書には核兵器禁止条約への言及は皆無であり、また核軍縮の人道的なアプローチにもまったく触れていない。このことにより G7 サミットの議論は現実の国際社会の核軍縮を巡る状況とは大きくかけ離れたものとなっている。核兵器禁止条約はすでに発効している実定国際法であり、国際社会の半分近くの国が署名しており、また締約国の間では NPT 第 6 条の履行であり、NPT と両立しそれを補完するものと考えられている。核兵器のない世界に向けてはさまざまな道筋が議論されるべきであろう。

第 2 に、G7 は 77 年間の核兵器の不使用の記録の重要性を強調し、ロシアによる核兵器の使用の威嚇を非難し、核戦争に勝者はありえず、核戦争は戦われてはならないことを確認している。そして「我々の安全保障政策は、核兵器はそれが存在する限り、防衛目的の役割を果たし、侵略を抑止し、戦争および威圧を防止すべきであるとの理解に基づいている」と述べている。

この部分は核兵器の不使用の記録を評価し、ロシアによる核兵器の使用の威嚇を非難し、核戦争は戦われてはならないと述べながらも、G7 諸国は核抑止論にさらに強力で依存し、核兵器の使用の威嚇で核戦争を防止するという姿勢が示されている。この文言は 2022 年 1 月の P5 首脳共同宣言にも含まれており、G7 諸国がこれまで以上に核抑止論に強く依存する傾向を示すものであり、核兵器のない世界に向けての核軍縮の推進という基本的目的に根本的に対立する手段が採用されている。

それに反して、2022 年 11 月に G20 が採択したバリ宣言は、「核兵器の使用またはその威嚇は許されない。紛争の平和的解決、危機に対する取組み、外交と対話が重要である」と述べている⁸。G7 参加国はすべてこのバリ宣言の当事国でもあり、半年後にこのように基本的態度が大きく後退していることは驚くべきことである。また 2023 年 9 月に開催された G20 のニューデリー宣言でも、「核兵器の使用、威嚇は控えるべきである」と述べられている⁹。

ミアン (Z. Mian) とキンボール (D. Kimball) も、「米国とその同盟国は、ロシアのものだけではなく、いかなるまたはすべての核兵器の使用の威嚇は許されないことを認めるべきである。・・・米国は G7 の他の諸国とともに、米国とその同盟国は他国に要求するように行動し、他国に適用されるのと同じ基準によって判断されることを受諾すると宣言すべきである」と主張している¹⁰。

第 3 に、冷戦終結以降の核兵器数の全体的な減少は継続すべきで、逆行されてはならず、核兵器不拡散条約 (NPT) は国際的核不拡散体制の礎石であり、核軍縮追求の基礎として堅持されるべきであると述べている。またロシアの新 START 条約履行停止につき完全な履行に戻ることを要求し、中国に対して透明性や有意義な対話の欠如への懸念を表明している。

G7 の核兵器国の核兵器数は増加していないが、核軍備の質的な近代化という核軍備競争はバイデン政権の核態勢見直し報告書に見られるように特に米国で強力に実施されている¹¹。カプラン (F. Kaplan) は、「現実には、世界は過去半世紀のいかなる時期にも見られ

なかったほど核軍備管理に取り組んでおらず、新たに核軍備競争への圧力があり、今回は2国間を超えて競争が激化している」ことを指摘している¹²。米国をはじめ核兵器の近代化という質的な軍備競争は核兵器国間で大規模に実施されている。これらの軍事的対立に関しては、政治的および外交的な手段で対応すべきであり、他国を非難するだけでなく、協議や交渉の開始に向けてすべての国家が努力すべきであろう。

第4に、核兵器に関する透明性の重要性を強調し、米国、フランス、英国は効果的で責任ある透明性措置を取ってきたことを歓迎し、まだそうしていない核兵器国がこれに倣うことを求め、核戦力および核軍備競争の制限に関する透明性への実質的な貢献として、関連する戦略的活動の事前通告の必要性を強調している。

透明性の重要性はNPT再検討会議でも毎回議論されており、核軍縮の進展のために不可欠の措置であるが、ここではG7諸国は十分な透明性を確保していると評価しつつ、ロシアと中国、特に中国に対する厳しい要求となっている。透明性の措置は信頼醸成の形成に不可欠であるが、そのための意見交換や協議など基礎的な作業をすべての核兵器国が共同で実施する方向ですべての核兵器国が協力できる方法を探求すべきであろう。

第5に、FMCTの即時交渉開始を求め、生産の自発的なモラトリアムをしていない国に対しそうするよう求めている。

FMCTに関しては1995年のNPT再検討・延長会議で「条約交渉の即時開始と早期締結」が最終文書で合意されたにもかかわらず、28年経過した現在でも交渉は開始されていない。その主要な原因は、軍縮会議（CD）における交渉開始の決定にはコンセンサスが必要であり、主としてパキスタンの反対で交渉が始まらない状況が長年続いている。このG7文書ではこの問題をどう解決するかがまったく触れられていないし、CDで交渉が不可能であるならばそれ以外で交渉を開始することが必要であるが、G7ではそこまで議論されていない。核兵器国間で協議を開始し、協議や交渉で解決を探るべきであろう。

第6に、G7は、いかなる国も核兵器の実験的爆発を行うべきではないと考え、その威嚇を非難し、CTBTの発効が喫緊事項であると述べている。

前半はロシアがウクライナ攻撃に関連して核実験の実施を示唆したことに対する対応であるとともに、北朝鮮に対する要求にもなっている。CTBTの成立も1995年のNPT再検討・延長会議における1996年中の交渉の終結という決定に従い、同年に条約は署名された。しかし条約発効条件として規定された44カ国のうち、米国がまだCTBTを批准しておらず、中国もまだ批准していない現状である。まずこれら2国に対する現実的な対応が必要であろう。

第7に、G7は、核兵器のない世界は核不拡散なくして達成できないと述べ、北朝鮮による完全に検証可能で不可逆的な放棄という目的を改めて表明し、イランの核計画の持続したエスカレーションに対する深い危惧を表明している。

核軍縮の最終段階である核兵器の廃絶の実現は確かに核不拡散なくしては不可能であろうが、核廃絶に向けてのさまざまな核軍縮措置の実施は、核不拡散の努力と並行して実施されるべきである。NPT第6条に規定されている「核軍縮」は核兵器の廃絶とそれに至る

さまざまな具体的な措置を含むものであるため、両者は並行して進めることが必要であるし、逆にさまざまな具体的な核軍縮措置に合意することが、核不拡散体制を強化することとなる。

2 核軍縮進展への今後の課題

G7 広島サミット開催から2カ月少し後の7月末に開催された2026年NPT再検討会議の第1回準備委員会において、その初日に中満泉国連軍縮担当事務次長は、現在の国際安全保障に関し、「冷戦の真っ最中の時期以来、核兵器が使用されるリスクがこれほど高い時期はなかったし、同時に核兵器の使用を防止するためのレジームがこんなに脆弱な時期はなかった。・・・我々はここ数十年において、大国間の最高度の地政学的競争、強化されつつある緊張および深化する分裂に遭遇しており、それらは軍事費の増強および対話が不信に取って代わることと結びついている」と述べ¹³、現在の安全保障環境が最悪の状態にあることを強調した。

2.1 新START条約以降の核軍縮交渉

第1は、新たな条約交渉の可能性に関する課題である。新START条約は2011年2月5日に発効した戦略攻撃兵器の削減に関する条約で、米口の核弾頭を1550に、配備されたICBM、SLBM、重爆撃機を700に、それらの配備と不配備の合計を800に削減し、条約期限は10年で、5年間の延長の可能性を規定するものである。バイデン政権が発足してすぐに、米口両国は5年間の条約延長に同意したので、現在の条約の有効期限は2026年2月5日となっており、その時点で失効する。

米口両国は2021年6月16日に「戦略的安定に関する米口大統領共同声明」を発表し、将来の軍備管理の基礎を築く対話を始めることに合意した。しかし2022年2月24日にロシアがウクライナへの一方的な軍事侵攻を開始し、国際安全保障環境は大きく変化し極めて危険な状況となっている。米口が新START条約の後継を話し合うことも予定されていたが、2023年2月21日にロシアは新START条約の履行停止を突然発表した。しかしロシアは条約の数的制限は遵守すると声明したので、条約の基本的部分は維持されるが、条約の履行を担保するための現地査察や保有する核兵器数の通報も停止され、また2国間協議委員会も機能しなくなった。

このような状況において新たな条約の交渉を行うことは不可能になっており、2026年2月の失効日までに新たな条約に両国が合意する可能性は極めて低くなっている。ウクライナにおける軍事的対立がいつどのような形で終息するかにも依存するが、早期の条約交渉の開始は極めて困難な状況となっている。したがって、現在真剣に検討すべきことは、条約の失効に際して、新たな条約の締結以外の措置を模索することである。米口両国とも新START条約の基本的な数的枠組みの維持には賛成しているのであるから、当該条約は再度の延長を規定していないので、条約以外の形で基本的義務を維持することが必要である。

米ロ両国による政治的な合意の表明が望ましいが、それができない場合でも両国の条約枠組みの維持という別個の一方的声明の発出などが望ましいと考えられる。

米国のサリバン大統領補佐官は、2023年6月2日に軍備管理協会の年次総会において、我々はロシアとまた中国と前提条件なしに2国間軍備管理協議を行う意思があると述べてきたし、米国は核リスクを管理し2026年以降の軍備管理枠組みを発展させるためロシアと協力する用意があると述べ、協議開始への強い意志を表明した¹⁴。しかしウクライナでの戦争が継続中でもあり、現実には何ら進展が見られない状況である。

第2は、仮に米ロ間で交渉が開始されたとしても、両国の核戦力軍縮の優先順位が大きく異なるので合意達成は極めて困難であろうという課題である。これまでの米ロ交渉においても米国は非戦略核兵器を含めた交渉を、ロシアは戦略防衛を含めた交渉を強く主張してきたが、合意に至らなかった。今日において米国はロシアの非戦略核兵器とロシアの新型兵器を交渉に含めたいが、ロシアは反対しており、他方ロシアはミサイル防衛、長距離通常兵器および宇宙兵器を含めたいが、米国は反対しているという状態であり、逆にロシアは米国のミサイル防衛に対抗するためアバンギャルド極超音速滑降体を配備し、ポセイドン自動化学宙ドローンを開発しており、米国は新たな核装備海洋発射巡航ミサイルの配備を検討している¹⁵。

第3は、中国との2国間軍備管理に関する協議の可能性の課題である。米国は、中国の核弾頭数は今後大幅に増強され、2035年には約1500発まで増加されると予想している。また米国は中国に対して前提条件なしで協議を開始することを提案しているが、現在米中間の核兵器数には大きな差があり、中国が協議に応じる気配はまったく存在しないと考えられる。また中国の核兵器数が増加した段階においては、米ロ中3国間の軍備競争の状況となりうるが、3国間の核軍備管理交渉の開始は当分不可能であろう。

ラストン (L. Rusten) とメラメッド (M. Melamed) は、米国は核戦力に関してロシアとの検証可能で相互的な制限の維持を最優先し、長期的に中国を交渉に引き入れるための対話を進化させ、3カ国間で世界的なまたは地域的な戦略的安定の措置を打ち立てるべきことを主張している¹⁶。ネルソン (A. Nelson) とオハンロン (M. O'Hanlon) は、新たな戦略的枠組みとして、米ロに中国、英国、フランスが軍備管理に加わる参加の拡大を提案している¹⁷。さらにキンボール (D. Kimball) は、米国とロシアが核リスク低減協議に再び取組み、後継条約ができるまで新START条約の基本的制限を遵守することに合意することが必要であり、米ロが核軍縮の責任を果たす限り、中国、フランス、英国が彼らの核兵器の規模を凍結することを主張すべきであると述べている¹⁸。

以上の諸提案は今後の核軍縮の進展にとって有益なものであるが、現在の国際社会は核軍縮あるいは軍備管理の進展が極めて困難な状況に直面しており、核兵器に関する議論の中心は以下に検討する「核兵器の不使用」の課題に重点を移行している。

2.2 核兵器不使用の確保

核軍縮の進展がまったく見られず、ロシアによる核兵器使用の威嚇が続いていることも

背景にあり、核兵器不使用の課題が近年広く議論されており、また核リスクの低減という用語も広く一般的に使用されている。これらに関する各国の主張はさまざまであり、従来の核軍縮をも含む広い意味で言及されている場合もあり、現在明確な定義は存在していない。クーン (U. Kuhn) とウイリアムズ (H. Williams) は、伝統的な軍備管理は消滅したので、米国は責任ある核行動を採用するという誓約を新たなアジェンダとすべきであり、そこには、核兵器の透明性、リスク低減努力、危機における通信のチャネル、潜在的にエスカレートさせる活動の規制が含まれると主張している¹⁹。

「核リスクの低減」という用語は、核兵器の使用の禁止あるいは防止という意味で使用される場合が多い。しかしさらに、核兵器の使用の禁止に関しては、核兵器の意図的な使用のリスクに関する議論と、核兵器の意図的でない使用のリスクに関する議論を区別することが必要であり、前者は核使用防止のための政治的・政策的な措置を意味するという文脈で使用し、核リスク低減というのは核兵器の意図的でない使用の可能性を低減させる制度的・手続きの意味で使用することが重要であると考えられる²⁰。

核兵器の意図的な使用の低減とは、核戦争防止すなわち核兵器の不使用のための政治的・政策的措置であり、その中心であると考えられるのは核兵器国間における戦略的安定に関連する議論である。さらに核兵器国間での核兵器の不使用を進める1つの手段としての核兵器の第1不使用 (no first use) 政策の採用があり、さらに非核兵器国に対する核兵器の不使用に関する消極的安全保証 (negative security assurances) の提供がある。

第1に、戦略的安定に関する直近の米口間の声明としては、2021年6月16日の「戦略的安定に関する米国・ロシア大統領共同声明」がある²¹。そこでは、「緊張の時期においても、米口は戦略的分野における予見可能性を確保し、軍事紛争のリスクと核戦争の脅威を低減するという共通の目標を進展させることができる」と規定され、さらに「核戦争に勝者はありえない。核戦争は戦われてはならない」という原則を再確認し、統合された2国間戦略的安定対話を開始すると述べている。しかしながら、ウクライナ戦争を契機に米口関係の一般的な悪化が進展し、実際にはこの対話はまったく行われていない。

2022年1月3日に、5核兵器国は「核戦争の防止および軍備競争の回避に関する5核兵器国首脳共同声明」を発表した²²。その第1パラグラフにおいて、5核兵器国は「核兵器国間の戦争の回避および戦略的リスクの低減が最も重要な責務である」と述べている。この「戦略的リスク低減」に関して5核兵器国はNPT再検討会議に文書を提出している²³。ここで予定されている行動の目的は、①対話を通じて信頼を醸成し、予見可能性を高めることであり、②曖昧性をなくして明確性を増加させ、明確な意思疎通を行い、理解を促進することであり、③効果的な危機防止メカニズムおよび危機管理手段を持つことである。

5核兵器国の共同声明の採択から2カ月後にロシアはウクライナ軍事侵攻を開始し、ウクライナに対する核兵器使用の威嚇をしばしば行うことになり、核兵器国間の対話はまったく進展しておらず、さらに米国と中国の関係も極めて対立的なものとなり、5核兵器国間で改めて戦略的安定について協議が行われることもなく、また具体的な進展もまったく見られない状況である。

第2に、核兵器の意図的な使用を防止するための重要な手段として、核兵器の第1不使用を単独で宣言すること、または2国間・多国間で約束することも重要であり、また「核兵器の唯一の目的」は他の核兵器国による核兵器の使用を抑止することであると宣言することも重要である。中国は核兵器の保有以来一貫して第1不使用政策を明言しているが、政治的な一方的宣言であり、各国の受け止め方は必ずしも疑念がないわけではない。好ましい方向は2国間あるいは多国間で第1不使用を定める条約を締結することである。米国ではオバマ大統領の時期にも、またバイデンの大統領選挙運動中にも「唯一の目的」政策の採用が検討されたが、米国の軍部および同盟国の反対により実現していない。

中国は2022年のNPT再検討会議に提出した作業文書において、①核兵器国は核兵器を第1に使用しないことを約束すべきである、②核兵器国は相互に核兵器の第1使用をしないという多国間条約を結ぶべきである、③核兵器国は、核兵器第1使用に基づく抑止政策を放棄すべきであると主張している²⁴。この課題も現在の国際安全保障環境では極めて困難に思われるが、核兵器の意図的な使用の禁止に向けての1つの方法として、引き続き追求されることが期待される。

第3に、非核兵器国に対する核兵器不使用を意味する消極的安全保証を一層拡大し強化することが必要である。非核兵器地帯設置条約の当事国である非核兵器国に対して、議定書により法的拘束力ある消極的安全保証が議定書を締結した核兵器国により一般に与えられている。これは法的拘束力ある約束であり、非核兵器地帯設置の大きな効果であり、新たな非核兵器地帯の設置の動機ともなりうる。しかし留保が禁止されているにも拘わらず、解釈宣言として、その義務の内容を無効にするような条件が付けられている場合もある。それは消極的安全保証の実効性を否定するものであり、核兵器国は即時に撤廃すべきである。

米国は、その核態勢見直し報告書において、「米国は、NPTの当事国でありその核不拡散義務を遵守している非核兵器国に対しては核兵器を使用せず、使用の威嚇を行わない」と規定しており、中国も非核兵器国に対しては核兵器を使用しないという政治的声明をしばしば発出している。今回この問題がクローズ・アップされているのは、現在ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が行われているからである。ウクライナのNPT加入の際に、それまでウクライナに配備されていたロシアの管理下にあった多数の核兵器をロシアに引き渡す件に関連して、NPTの寄託国である米国、ロシア、英国は、1994年12月4日に、「ウクライナの独立と主権および既存の国境を尊重する。ウクライナに対する威嚇や武力行使を行わない」ことなどをブダペスト覚書として約束していた。今回のロシアのウクライナ侵攻は、ウクライナの独立と主権および既存の国境を侵害する武力行使であり、全面的にこの覚書に違反する行為である。

これらの約束は法的ではなく政治的な約束であって、裁判所に訴えるような法的権利は生じないが、重要な政治的約束であり、その違反は鋭く批判されるべきである。国連総会決議ではロシアへの非難が可能であるが、安全保障理事会では常任理事国であるロシアが拒否権を有しているため、明確で重大な違反が発生しているにも拘わらず、意思決定がで

きないという状況が継続している。

他方、非同盟諸国は、NPT の締約国となり核兵器の取得を法的に放棄した非核兵器国は、消極的安全保証を核兵器国から与えられる当然の権利があると主張し、核兵器国はあらゆる状況において核兵器の使用または使用の威嚇に対する効果的で、普遍的で、無条件で、無差別で、撤回不可能な法的拘束力ある保証の提供に関する緊急の交渉をこれ以上の遅滞なく最優先課題として追求すべきであると主張している²⁵。

核兵器の意図的な使用を禁止し、予防するための米ロ2国間の協議および交渉、5核兵器国間におけるそのための協議および交渉も現在の段階では開催される可能性は極めて低いが、ウクライナ戦争の早期の停戦を確保し、国際安全保障環境を徐々に改善する方向に進むよう特に核兵器国は努力すべきである。

2.3 核リスクの低減

核兵器の意図的でない使用の可能性を低減させることは、意図的な使用の可能性の低減とともに、特に最近になって広範に議論されるようになってきている。その背景には国際安全保障関係の全般的な悪化が見られる中で、高度の緊張関係の中で意図していないにも拘わらず核兵器が使用される可能性が増大しているという認識が多くの国家により共有されるようになったからである。

2022年のNPT再検討会議において、5核兵器国が提出した「戦略的リスク低減」と題する作業文書では、「戦略領域での核兵器に関するリスク低減とは、核兵器の使用および核兵器保有国を含む武力紛争のリスクを低減させることを基本的には意味しており、それは潜在的敵国の政策・行動・意図の誤解から生じる紛争を防止し危機を解決する努力を含んでいる」と述べ、「核兵器国は、不正確な推定による核兵器の使用のリスクを、誤認、誤通信、誤算の可能性を低減することにより制限する必要を共有している」と述べている。さらにそのための主要な3つの要素として、①対話を通じた信頼醸成と予見可能性、②明確性、意思疎通、相互理解の増大、③効果的な危機防止と危機管理措置を挙げている²⁶。

それらの具体的な内容としては、米国が「戦略的リスク低減の米国のリーダーシップ」と題して提出した作業文書が有益である。その中で具体的な例示として、①ホットライン協定、②核リスク低減センター設置、③弾道ミサイル発射通告、④相互的照準解除、⑤核戦争の防止、⑥大規模戦略訓練の通告、⑦空中・海洋事故、⑧危険な軍事事故、⑨核戦争勃発リスク低減措置、⑩信頼・安全保障醸成措置に関する2011年ウィーン文書、⑪欧州通常戦力条約が列挙されている²⁷。

さらにNPT再検討会議の最終草案では、現在の悪化した国際安全保障環境の結果として、核兵器が使用されるリスクが増大していることから、締約国は核戦争を防止するという共有する利益を持つことを承認し、核兵器国は誤算、誤解、誤通信または事故のリスクを緩和するために必要なすべての核リスク低減措置をさらに識別し、探求し、履行することを約束している。

核兵器の意図しない使用の防止の課題はすべての国家に直接関わる問題であり、核兵器

国であれ、非核兵器国であれ、国際的な協議や会議の場において積極的に議論すべきであり、直接的な行動の主体は核兵器国であるが、そのために必要な行動あるいは規制を積極的に提案し、行動規範として推進していくことが必要である。

2.4 核兵器禁止条約

現在の国際安全保障環境は極めて厳しい状況が継続しており、核軍縮推進の時代から核軍備競争の時代に移行しているが、国際社会においては、非核兵器国を中心にそれらの諸国のイニシアティブで人道的な観点からアプローチする核兵器廃絶に向けた動きが進展している。2017年7月7日には核兵器禁止条約が賛成122、反対1、棄権2で採択された。それは同年9月20日に署名のため開放され、50カ国の批准の後2021年1月22日に発効した。2023年9月20日現在の署名国は93カ国であり、批准国は69カ国である。

この条約に関連する第1の動きは、2022年6月21日から23日にかけてウィーンで開催された核兵器禁止条約の第1回締約国会議の開催およびその成果である。会議は宣言²⁸、ウィーン行動計画²⁹、その他の文書を採択した。この会議の目的は条約の発効を祝い、核兵器の完全な廃絶を実現するという決意を再確認し、条約の完全で効果的な実施を進めるための道筋を示すことであると宣言で確認されている。この条約は早期の採択をめざして短期間の交渉により作成されたため、大枠には合意されたが詳細な規定が作成されていない箇所が多くあり、締約国会議で内容を明確化し具体化することが必要であった。

第4条の「核兵器の全廃に向けて」に関しては、核兵器保有国や核兵器配備国が加入する場合の核兵器の廃棄および撤去の期限は決定されたが、廃棄を交渉し検証するための「権限ある国際的な当局」の内容の決定は継続審議となった。第6・7条の被害者援助、環境修復、国際協力・援助についてはそのための具体的行動の作成には至らなかった。第18条の核不拡散条約との関係について、条約支持国は両者の両立性および補完性を主張しているが、条約反対国はそれを全面的に否定している状況が続いている。

第2の動きは、2022年8月1日から26日まで開催されたNPT再検討会議におけるこの条約の取り扱いである。条約支持国はこの条約の意義を高く評価し、NPTと両立しかつそれを補完するものであり、NPT第6条の義務の履行の成果であると主張したが、条約反対国は条約の存在自体をも否定し、それはNPTを棄損し弱体化するものであると主張した。このような意見の大きな対立がある中において、この会議は核兵器禁止条約の国際的な地位を議論する重要な会議であった。

最終報告草案の第1案は「会議は、核兵器禁止条約が2017年7月7日に採択されたことを承認する。それは国連事務総長により2017年9月20日に署名のため開放された。会議はさらに、その条約が2021年1月22日に発効し、宣言と行動計画を採択して閉会した第1回締約国会議を2022年6月21-23日に開催したことを承認する」と規定していた³⁰。この条項を削除すべきとの核兵器国の発言もあったが、最終文書案では、上述の草案から「宣言と行動計画を採択して閉会した」という部分が削除された³¹。したがってそれは、締約国会議の内容を含まないものとなったが、核兵器禁止条約が存在するという事実に関し

ては一般的な合意が存在したと解釈できるものである。ロシアの反対で最終文書は正式には採択されなかったが、その部分を除いた最終文書案には一般的な合意が存在したと考えるのが妥当であり、この条約の存在自体はこの会議で認められたと解釈すべきである。

第3の動きは、2023年5月19-21日に開催されたG7広島サミットである。この会議は上述したように、西側の先進7カ国が集まり、特に核軍縮に多くの時間を割きそれを優先的に取り扱い、最終コミュニケとともに「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」を採択した。これらの諸国はその国家安全保障を核兵器に依存し、核抑止理論を強力に支持している諸国である。

このような立場から明らかなように、G7広島サミットでは「核兵器禁止条約」に関する議論はまったく行われず、採択された文書のいずれもこの条約に言及していない。これは参加国の立場からみて当然予想されたことであるが、最初の被爆地である広島で開催されているにもかかわらずこの条約への言及がまったくないことに対して、被爆者や核廃絶支持者達からは鋭い批判が投げかけられた。そこでは日本を含む参加国が核抑止論に完全に依存していることに対する反対論が広く主張された。

このように核兵器禁止条約に関しては支持国と反対国が依然として鋭く対立しており、両者の完全な和解は不可能であるが、前回の締約国会議にオブザーバーとして参加し、条約への加入は不可能であると述べながらも、一定の範囲で協力の可能性があることを示唆したのは、条約の普遍性の観点からも重要なことである。たとえばドイツは、核同盟であるNATOの同盟国であり、またロシアの公然たる侵略に直面している現状に照らしてみても、核兵器禁止条約に加入することは不可能であると基本的立場を述べつつも、建設的対話への参加にはコミットしているし、実際的な協力の機会を探っていると述べ、さらに我々は人道的観点が強調されていることを特に評価しており、積極的義務に関心があると述べている³²。さらにオランダ、ノルウェーなどもオブザーバーとして会議に参加し、協力する意思を表明している。

これに反して日本は、上述の諸国と同様の立場であるにも拘わらず、頑なに会議へのオブザーバー参加に否定的立場を表明しており、岸田首相はその理由として「核兵器国が1国も参加していない」という理由を挙げるだけで、それ以上の説明はまったくしない。首相は、核兵器禁止条約が核兵器廃絶に向けての出口であるとしばしば位置づけるのであるが、欧州諸国のようにそこに共通の目標を見出し協力する道を選ばず、会議へのオブザーバー参加に頑なに反対を主張しているのが現状である。

核兵器禁止条約は開発、製造から使用まで核兵器のほぼすべての活動を禁止するものであり、核兵器廃絶を目的とするものであるが、現段階で条約の締約国となっているのは非核兵器国のみであり、核兵器の廃絶という目標を直接達成することはできない状況である。しかし核兵器禁止条約の基礎にある目的は国際的に核兵器に悪の烙印を押し(stigmatize)し、さらに非正当化(delegitimize)することである。それは特に核兵器国や核同盟国の国民に訴えるもので、国民の多数がこの条約の支持を表明する方向に向かうことを期待し、国内世論を条約支持に向かわせる手段として利用することである。

さらに、この条約の価値を高めるために必要なことは条約締約国の数を増やすことであり、当面の目標としては条約の採択に賛成した 122 カ国を締約国にするという目標を早期に達成することである。非核兵器国の条約への参加に関しては、条約反対国からのさまざまな介入があるようであるが、特に非核兵器地帯条約の締約国は 100 を超えており、それらの国はこの条約に参加することにより新たに引き受ける法的義務はなく、2つの条約の間には法的な齟齬はまったく存在しないので、国際社会としてそれらの国家の早期の加入を推進すべきであると考えられる。

この条約の意義に関しては、元国連軍縮問題担当事務次長であり、2005 年 NPT 再検討会議の議長であったドゥアルテ (S. Duarte) は、国際軍備管理レジームの衰退を嘆きつつも、「今までのところ、核軍縮に向けてのイニシアティブの最も重要な成果は核兵器禁止条約の交渉と採択である。これは核軍縮に関する効果的な措置について交渉を行うよう各締約国に要請している NPT 第 6 条に含まれた規定から直接派生している。これは正に実施されたことであり、この条約は世界的規模で核兵器を禁止することを目的とする法的拘束力ある国際法の最初のものである」と述べ、核兵器禁止条約を高く評価している³³。

核兵器禁止条約の基本的立場は「人道的アプローチ」であり、人道的な側面を前面に押し出しつつ核軍縮を追求するものであるが、humanity という英語には「人道」とともに「人類」という意味が含まれている。ラッセル＝アインシュタイン宣言では humanity が全面的に強調されており、そこでは「人類」という意味が「人道」という意味より強く主張されている。そこでは現代社会の「国家の安全保障」への依存から「人類全体の安全保障」へ移行すべきだという意味合いが強く示されている。したがって核兵器禁止条約は人道的なアプローチの側面を強調すると同時に、国家の安全保障ではなく「人類全体」の安全保障を追求するアプローチであると理解すべきであり、国家間の対立に基づく平和ではなく、全人類を包括する平和の追求であると考えべきである。その意味において核兵器禁止条約は重要な役割をはたすべき有益なアプローチである。

むすび

本稿の前半で検討した G7 広島サミットは、G7 サミットとしては例外的に核軍縮に大きな重点を置いた初めてのサミットであり、これは議長国である日本および岸田首相の積極的な対応の成果であり、高く評価されるべきものである。また日本政府と岸田首相ならびにさまざまな国際会議でも主張されている「被爆の実相」に触れることが核軍縮の進展に重要な役割を果たすという考えが、今回のサミットできわめて広範に実行されたことは、核軍縮の進展に有益なことであった。G7 の首脳のみならず、招待国およびウクライナの首脳が「被爆の実相」に触れる機会が与えられたこともまた、今回の G7 の大きな成果として高く評価されるべきである。これら 2 点において、サミットの形式的な側面からは有意義であったと結論して間違いないと考えられる。

他方、サミットにおける合意文書の内容に関わる核軍縮の進展に向けての成果文書の内

容は、核兵器のない世界は「すべての国の安全保障が損なわれない形」でしか実施されな
いし、核兵器は防衛目的に役立ち、侵略を抑止し、戦争を防止するとして核抑止論をさら
に強調しており、現実的で、実践的で、責任あるアプローチの内容がまったく示されてい
ない。その他の提言も西側核兵器国および核同盟国の核軍縮に対する新たな提案を含むも
のではない。

後半の今後の核軍縮進展の課題に関しては、新 START 条約以降の交渉は極めて厳しい
だろうし、意図的な核兵器の使用禁止の課題も前進しておらず、核リスクの低減に議論が
移行しているが、それへの対応も厳しい状況が予想される。また核兵器禁止条約には G7
諸国のすべてが強い反対を表明しており、条約支持国との対立は当分継続することが予想
される。日本は唯一の被爆国として、人道的および人類的観点に立ち、せめて締約国会議
にオブザーバー参加し、被害者支援など協力できる範囲を探索すべきである。

注

- 1 この問題の分析に関しては、黒澤満「オバマ大統領の広島訪問と核軍縮の課題」『阪大法学』第
66 巻第 3・4 号、平成 28 年 11 月 30 日発行、701-726 頁参照。
- 2 “Statement of Japan,” General Debate, August 1, 2022, 10th NPT Review Conference.
[https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/NPT/revcon2022/
statements/1Aug_Japan.pdf](https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/NPT/revcon2022/statements/1Aug_Japan.pdf)
- 3 “G7 Japan 2023 Foreign Ministers’ Communique,” April 18, 2023, Karuizawa, Nagano. [https://
www.mofa.go.jp/mofaj/files/100492725.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100492725.pdf)
- 4 “G7 Leaders’ Hiroshima Vision on Nuclear Disarmament,” May 19, 2023, Hiroshima. [https://
www.mofa.go.jp/mofaj/files/100506512.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100506512.pdf)
- 5 “G7 Hiroshima Leaders’ Communique,” May 20, 2023. [https://www.G7hiroshima.go.jp/
documents/pdf/Leaders_Communique_01_en.pdf](https://www.G7hiroshima.go.jp/documents/pdf/Leaders_Communique_01_en.pdf)
- 6 Marina Lorenzini, “In Hiroshima, the G7 economies leverage global security gains,” May 22,
2023, Bulletin of the Atomic Scientists. [https://thebulletin.org/2023/05/in-hiroshima-the-g7-
economies-leverage-global-security-gains/?utm_source=Newsletter&utm_medium=Email&utm_
campaign=ThursdayNewsletter05252023&utm_content=NuclearRisk_HiroshimaG7_05222023](https://thebulletin.org/2023/05/in-hiroshima-the-g7-economies-leverage-global-security-gains/?utm_source=Newsletter&utm_medium=Email&utm_campaign=ThursdayNewsletter05252023&utm_content=NuclearRisk_HiroshimaG7_05222023)
- 7 Kristina Swanson, “The G7 Summit’s Disarmament Plan – Or Lack Thereof,” May 27, 2023,
The Organization for World Peace. [https://theowp.org/reports/the-g7-summits-nuclear-
disarmament-plan-or-lack-thereof/](https://theowp.org/reports/the-g7-summits-nuclear-disarmament-plan-or-lack-thereof/)
- 8 “G20 Bali Leaders’ Declaration,” Bali, Indonesia, 15-16 November 2022. [https://www.g20.org/
content/dam/gtwenty/gtwenty_new/about_g20/previous-summit-documents/2022-bali/G20%20
Bali%20Leaders%27%20Declaration,%2015-16%20November%202022.pdf](https://www.g20.org/content/dam/gtwenty/gtwenty_new/about_g20/previous-summit-documents/2022-bali/G20%20Bali%20Leaders%27%20Declaration,%2015-16%20November%202022.pdf)
- 9 “G20 New Delhi Leaders’ Declaration,” New Delhi, India, 9 September 2023. [https://www.g20.
org/content/dam/gtwenty/gtwenty_new/document/G20-New-Delhi-Leaders-Declaration.pdf](https://www.g20.org/content/dam/gtwenty/gtwenty_new/document/G20-New-Delhi-Leaders-Declaration.pdf)
- 10 Zia Mian and Daryl G. Kimball, “At Hiroshima, Leaders Should Choose to End All Nuclear
Threats,” May 17, 2023, Scientific American. [https://www.scientificamerican.com/article/at-
hiroshima-leaders-should-choose-to-end-all-nuclear-threats/](https://www.scientificamerican.com/article/at-hiroshima-leaders-should-choose-to-end-all-nuclear-threats/)
- 11 U.S. Department of Defense, “2022 Nuclear Posture Review,” October 27, 2022. <https://media>.

- defense.gov/2022/Oct/27/2003103845/-1/-1/-1/2022-NATIONAL-DEFENCE-STRATEGY-NPR-MDR.PDF
- 12 Fred Kaplan, “The Alarming Reality of a Coming Nuclear Arms Race,” May 20, 2023, Slate. <https://slate.com/news-and-politics/2023/05/new-nuclear-arms-race.html>
 - 13 “Statement by Izumi Nakamitsu, High Representative for Disarmament Affairs,” 2026 NPT Review Conference, First Preparatory Commission, 31 July 2023. [https://docs-library.unoda.org/Treaty_on_the_Non-Proliferation_of_Nuclear_Weapons_-_Preparatory_Committee_for_the_Eleventh_Review_Conference_First_session_\(2023\)/HR_Statement_opening_NPT_PrepCom_31_July_2023.pdf](https://docs-library.unoda.org/Treaty_on_the_Non-Proliferation_of_Nuclear_Weapons_-_Preparatory_Committee_for_the_Eleventh_Review_Conference_First_session_(2023)/HR_Statement_opening_NPT_PrepCom_31_July_2023.pdf)
 - 14 U.S. White House, “Remarks by National Security Advisor Jake Sullivan for the Arms Control Association ACA,” June 2, 2023. <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/speeches-remarks/2023/06/02/remarks-by-national-security-advisor-jake-sullivan-for-the-arms-control-association-aca-annual-forum/>
 - 15 Amy F. Woolf, “The Past and Future of Bilateral Nuclear Arms Control,” UNIDIR, March 2023. https://www.unidir.org/sites/default/files/2023-03/UNIDIR_past_future_bilateral_nuclear_arms_control.pdf
 - 16 Lynn Rusten and Mark Melamed, “The Three-Competitor Future: U.S. Arms Control with Russia and China,” Arms Control Today, March 2023. <https://www.armscontrol.org/act/2023-03/features/three-competitor-future-us-arms-control-russia-china>
 - 17 Amy J. Nelson and Michael O’Hanlon, “All START: a proposal for moving beyond US-Russia arms control,” Bulletin of the Atomic Scientists, March 16, 2023. https://thebulletin.org/2023/03/all-START-a-proposal-for-moving-beyond-us-russia-arms-control/?utm_source=Newsletter&utm_medium=Email&utm_campaign=MondayNewsletter032023&utm_content=NuclearRisk_All_START_03162023
 - 18 Daryl G. Kimball, “Global Nuclear Freeze Could Avert New Arms Race,” Arms Control Today, April 2023. <https://www.armscontrol.org/act/2023-04/focus/global-nuclear-freeze-could-avert-new-arms-race>
 - 19 Ulrich Kuhn and Heather Willims, “How to Safeguard Nuclear Weapons in an Era of Great-Power Politics,” Foreign Affairs, June 14, 2023. <https://www.foreignaffairs.com/united-states/new-approach-arms-control>
 - 20 国際社会におけるこの用語の使用に関する現実を検討すれば、核兵器国は主として「核リスク低減」を意図的でない核兵器の使用の可能性を低減させるという意味で使用しているが、非核兵器国はどちらかという意図的であるものも含めて多くの措置を議論する一般的な傾向がある。そこには直接的な核軍縮措置も多く含まれ、議論の範囲が拡大するので分析概念としては好ましくないと考える。黒澤満「第10回NPT再検討会議と核軍縮」『阪大法学』72巻2号、2023年1月、93-98頁参照。
 - 21 U.S. White House, “U.S.-Russia Presidential Joint Statement on Strategic Stability,” June 16, 2021. <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/06/16/u-s-russia-presidential-joint-statement-on-strategic-stability/>
 - 22 U.S. White House, “Joint Statement of the Leaders of the Five Nuclear-Weapon States on

- Preventing Nuclear War and Avoiding Arms Race,” January 3, 2022. <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/01/03/p5-statement-on-preventing-nuclear-war-and-avoiding-arms-race/>
- 23 “Strategic risk reduction,” Working Paper submitted by China, France, Russia, United Kingdom and United States, December 7, 2021. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N21/376/57/PDF/N2137657.pdf?OpenElement>
- 24 Working Paper by China, “Security assurances against the use or threat of use of nuclear weapons,” 29 July 2022, NPT/CONF.2020/WP.32. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N21/359/73/PDF/N2135973.pdf?OpenElement>
- 25 Working Paper by Non-Aligned States, “Security Assurances,” 14 June 2023, NPT/CONF.2026/PC.I/WP.14. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N23/169/75/PDF/N2316975.pdf?OpenElement>
- 26 Working Paper by 5 nuclear weapon states, “Strategic risk reduction,” 7 December 2021, NPT/CONF.2020/WP.33. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N21/359/73/PDF/N2135973.pdf?OpenElement>
- 27 Working Paper by U.S., “U.S. Leadership in Strategic Risk Reduction,” 19 May 2022, NPT/CONF.2020/WP.55. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N22/446/04/PDF/N2235704.pdf?OpenElement>
- 28 “Report of the first Meeting of the States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons,” TPNW/MSP/2022/6, 21 July 22, pp.7-10. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N22/434/57/PDF/N2243457.pdf?OpenElement>
- 29 “Report of the first Meeting of the States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons,” TPNW/MSP/2022/6, 21 July 22, pp.11-26. <http://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N22/434/57/PDF/N2243457.pdf?OpenElement>
- 30 NPT Review Conference, “Draft Report of MCI,” 12 August 2022, NPT/MCI/CRP.1. https://www.icanw.org/first_drafts_of_npt_review_conference_outcome_documents_are_released
- 31 NPT Review Conference, “Draft Final Document,” 25 August 2022, NPT/CONF.2020/CRP.1/Rev.2. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/documents/CRP1_Rev2.pdf
- 32 “Statement by Germany,” 22 June 2022. <https://documents.unoda.org/wp-content/uploads/2022/06/Germany.pdf>
- 33 Sergio Duarte, “The Erosion of The International Arms Control Regimes,” IDN-InDepthNews, May 9, 2023. <https://indepthnews.net/the-erosion-of-the-international-arms-control-regimes/>